

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00028 沿革 (略) <u>平成22年3月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第19条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき、<u>次の各号に定める書類等を本店等に提出するものとする。</u></p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険の場合 <u>別紙様式第13-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書に、別表4に定める書類を添付したもの</u></p> <p>二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合 <u>別紙様式第13-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に、別表5に定める書類を添付したもの</u></p> <p>三 <u>フルターンキー特約を付している場合 別表4及び別表5の規定を準用する。</u></p> <p>2 一の技術提供契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあつては、同時に請求するものとする。</p> <p>3 前項の<u>規定に基づく</u>請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金を請求するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（技術提供契約等） 手続細則</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00028 沿革 (略)</p> <p>第1条～第18条 (略)</p> <p>(保険金の支払の請求)</p> <p>第19条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者は、約款第26条の規定に基づき<u>別紙様式第13-1による貿易一般保険（船積前）保険金請求書又は別紙様式第13-2による貿易一般保険（船積後）保険金請求書に次の各号に定める書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、</u>第一号④(ハ)及び⑥、<u>第二号③、④、⑤、⑦(ロ)、⑧、⑪、⑬及び⑭の書類の提出を要しない。</u></p> <p>一 約款第3条第1号のてん補危険（以下「輸出等不能事故」という。）の場合</p> <p>① <u>保険金を請求するに至るまでの経緯を記載した書類</u></p> <p>(イ) <u>請求する保険金の額が300万円以下の場合にあつては、別紙様式第14による保険金請求経緯書</u></p> <p>(ロ) <u>請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、様式任意</u></p> <p>② <u>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p>③ <u>損失計算書</u></p> <p>④ <u>損失計算の基礎となる証拠書類の写し</u></p> <p>(イ) <u>供給契約を証する書類</u></p> <p>(ロ) <u>既支出費用を証する書類</u></p> <p>(ハ) <u>貨物の処分を証する書類</u></p> <p>(ニ) <u>貨物の処分のために要した費用を証する書類</u></p>	

(ホ) 貨物を船積国以外の国に転売した場合、当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス等）

(ハ) 在庫証明書、入出庫証明書

(ト) 保険事故の内容を証する書類

⑤ 技術提供契約書又は仲介貿易契約書の写し

⑥ 保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）

⑦ 保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類

⑧ その他参考となる書類

二 約款第3条第2号又は第4号のてん補危険（以下「対価等回収不能事故」という。）の場合

① 保険金請求経緯書

(イ) 請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第14による保険金請求経緯書

(ロ) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあっては、次の事項の内容を記載した書類であつて様式任意

(i) 保険金請求に至る経緯

(ii) 支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る技術提供契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）

なお、取引の状況については、本保険金請求に係る技術等の提供日前6月間の決済日、決済金額、支払日、支払金額、技術等の提供日を含む一覧表（様式任意）を添付のこと。

(iii) 支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及び履行状況

(iv) 技術提供契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況

(v) 今後の回収見通し

(vi) 延滞利息の請求の有無（請求していない場合は

	<p style="text-align: center;"><u>その理由を記載)</u></p> <p>② <u>質権又は譲渡担保が設定されていて、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合には、当該質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書</u></p> <p>③ <u>未決済額が確認できる書類</u></p> <p>④ <u>一部入金がある場合は、入金を確認できる書類</u></p> <p>⑤ <u>外貨建ての場合は、為替換算率証明書</u></p> <p>⑥ <u>手形が発行されている場合は、その写し</u></p> <p>⑦ <u>保険事故を証する書類</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>非常危険の場合には、ローカル・デポジットの証明、その他外貨割当申請書等日本貿易保険が特に認める書類</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ロ) <u>信用危険の場合には、相手方の現状を示す書類（破産手続開始の決定の証明、財務諸表、調査機関の報告書等）、相手方への督促状並びに今後の回収見込みを記載した書面及びそれを裏付ける書類</u></p> <p>⑧ <u>支払保証付案件については、その保証状の写し</u> <u>(L/Gの場合には、その履行請求を行ったことを証する書類)</u></p> <p>⑨ <u>他に同種の危険をてん補する保険契約がある場合は、当該保険の請求状況等を証する書類</u></p> <p>⑩ <u>船積みを証する書類の写し</u></p> <p>⑪ <u>保険証券の写し（質権者又は譲渡担保権者が請求する場合にあっては、保険証券）</u></p> <p>⑫ <u>技術提供契約等を証する書類の写し</u></p> <p>⑬ <u>輸出承認・許可又は支払等許可を要する場合は、輸出承認・許可書又は支払等許可書の写し</u></p> <p>⑭ <u>決済金額及び決済期限が確定していることを証する書類の写し</u></p> <p>⑮ <u>保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、被担保債権の内容を証する書類</u></p> <p>⑯ <u>その他参考となる書類</u></p> <p>三 <u>フルターンキー特約を付している場合にあっては、前2号の規定を準用する。</u></p>	
--	---	--

第20条～第31条 （略）

附 則

この改正は、平成22年4月1日から実施する。

別表1 （略）

別表2

技術提供契約等の重大な内容変更等

[輸出等不能をてん補するもの]

- ① 表示通貨の変更
- ② 仲介貿易貨物又は輸出貨物の代金又は賃貸料の決済方法の変更
- ③ 当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料（FOB価額を含む。）（いずれも元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料の額の5%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額
- ④ 船積期日の延期（証券記載の船積期日から3月を超える場合に限る。）
- ⑤ 相手方、支払人又は保証人の変更
- ⑥ 仕向国、支払国又は保証国の変更
- ⑦ その他特約に規定する事項

[対価等回収不能をてん補するもの]

- ① 証券記載の船積期日の3月を超える延期又は最終対価の確認日の6月を超える延期

- 2 一の技術提供契約等について、複数の貿易保険に係る保険契約を締結している場合にあっては、同時に請求するものとする。
- 3 前項の請求ができない場合には、その理由を説明する書類を付して、保険金の請求を行うものとする。

第20条～第31条 （略）

別表1 （略）

別表2

技術提供契約等の重大な内容変更等

[輸出等不能をてん補するもの]

- ① 表示通貨の変更
- ② 仲介貿易貨物又は輸出貨物の代金又は賃貸料の決済方法の変更
- ③ 当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料（FOB価額を含む。）（いずれも元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の代金又は賃貸料の額の5%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額
- ④ 船積期日の延期（証券記載の船積期日から3月を超える場合に限る。）
- ⑤ 相手方、支払人又は保証人の変更
- ⑥ 仕向国、支払国又は保証国の変更
- ⑦ その他特約に規定する事項

[対価等回収不能をてん補するもの]

- ① 証券記載の船積期日の3月を超える延期又は最終対価の

- ② 対価等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）
- ③ リテンションに係る対価等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から6月を超える場合に限る。）
- ④ マイルストーンペイメントに係る対価等の最終決済予定日の延期（仲介貿易貨物又は輸出貨物の代金又は賃貸料の証券記載の決済予定日から3月を超える場合に限る。）
- ⑤ 相手方、支払人又は保証人の変更
- ⑥ 仕向国、技術等の提供が行われる国、支払国又は保証国の変更
- ⑦ 技術等の提供の種類又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の変更
- ⑧ 当初又は内容変更承認後の対価等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の対価等の額の5%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額
- ⑨ 技術提供契約等の相手方又は支払人の債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。）
- ⑩ その他特約に規定する事項

別表3 （略）

別表4～5 （別紙参照）

- 確認日の6月を超える延期
- ② 対価等の決済条件の変更（最長ユーザンスの変更、船積期日又は対価の確認日をユーザンスの起算点とするもの以外の最終決済予定日（リテンション及びマイルストーンペイメントに係るものを除く。）の延期及び支払保証又は表示通貨の変更を含み、前受金の部分の変更を除く。）
 - ③ リテンションに係る対価等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から6月を超える場合に限る。）
 - ④ マイルストーンペイメントに係る対価等の最終決済予定日の延期（証券記載の決済予定日から3月を超える場合に限る。）
 - ⑤ 相手方、支払人又は保証人の変更
 - ⑥ 仕向国、技術等の提供が行われる国、支払国又は保証国の変更
 - ⑦ 技術等の提供の種類又は仲介貿易貨物若しくは輸出貨物の変更
 - ⑧ 当初又は内容変更承認後の対価等（元本に限る。）の額の増加の累計が当初又は内容変更承認後の対価等の額の5%以上かつ特約書に定める最低金額以上の増額
 - ⑨ 技術提供契約等の相手方又は支払人の債務不履行事由（Events of Default）を規定する条項の変更（ただし、内容の明確化を目的とし、規定内容に実質的な変更が生じない変更又は追加を除く。）
 - ⑩ その他特約に規定する事項

別表3 （略）

別表4（第19条第1項第1号関係）

約款第3条第1号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	証券番号・決済期日毎に作成
2. 保険金請求経緯書	<p>次の事項の内容を記載した書類（様式任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険金請求に至る経緯 ②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る技術提供契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み） ③支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況 ④技術提供契約等の履行に関し、バイヤー等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況 ⑤今後の回収見込み ⑥損害賠償請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）
3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る技術等の提供予定日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、技術等の提供日を含む一覧表（様式任意）
4. 損失計算書	<p>別紙様式第13-1保険金請求書記載の「損失計算書」の下記項目に関し、各々の内訳額を記載した書類（様式任意）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) の「輸出等不能額」は、保険事故の発生により、船積ができなくなった貨物の金額（FOB価額） (2) の「取得した金額」は、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使により、取得した金額 (3) の「(2) に要した費用」は、(2)の取得した金額がある場合に、当該対応のために要した費用 (4) の「取得し得べき金額」は、今後取得予定の金額 (5) の「(4) に要すべき金額」には、損失防止軽減義務の履行又は賠償請求権の行使によって取得予定の金額がある場合に、当該対応のために要した費用 (6) の「その他、控除すべき金額」は以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ①未支出費用 <ul style="list-style-type: none"> 船積不能により支出を要しなくなった船積諸費用、運賃、保険料等費用又は生産中止により支出不要となった生産費等 ②技術提供契約等が履行されていた場合の期待利益
5. 損失額計算の基礎となる証拠書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> (1) 損失額の算出根拠等（貨物が一部対象になる契約の場合） <ul style="list-style-type: none"> ①供給契約を証する書類 ②既支出費用を証する書類（製造原価計算書、ライセンス契約料等） (2) 貨物の処分・保全に要した費用等 <ul style="list-style-type: none"> ①貨物の処分を証する書類（廃棄証明書等） ②貨物の処分のために要した費用を証する書類 ③貨物を船積国以外の国に転売した場合は以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 当該貨物の船積を証する書類（船荷証券、インボイス） (ロ) 転売に係る技術提供契約等 (ハ) 倉庫保管料、運送費用又は加工等を行った場合には当該加工費用等 ④在庫証明書、入出庫証明書（ただし、請求する保険金の額が300

	万円以下の場合、当該証明書は不要)
6. 請求までに入金がなされている場合、入金を確認できる書類	銀行が発行する入金の確認可能な書類等
7. 保険事故の内容を証する書類	(1) 非常危険の場合、該当する事故事由を証する書類（災害発生に関する情報、規制及び措置に関する法令等） (2) 信用危険の場合、以下の書類 ①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類の写し ②契約キャンセルの場合、キャンセルレター等
8. 技術提供契約書等の写し	(1) 技術提供契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの） (2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し (3) 保険契約締結後に技術提供契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し
9. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	以下に掲げる、主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類（写し） ① 技術提供契約等の相手方に対し損害賠償請求権を行使可能な場合には権利行使し、督促を行ったことを証する書類 ② 技術提供契約等の相手方が、破産または会社更生等の法的手続きに移行した場合には、債権登録等現地法に定められた必要な手続きを行ったことを確認できる書類 ③ 転売を図り損失を軽減させたことを証する書類
10. 保険証券、又は保険契約台帳	(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと） (2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと） ※上記(1)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要
11. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （当該債権を確認するため、保険証券番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）
12. その他書類	その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。

別表 5（第19条第1項第2号関係）

約款第3条第2号又は第4号のてん補危険の場合の提出書類

提出書類	備考
1. 保険金請求書	証券番号・決済期日毎に作成
2. 保険金請求経緯書	<p>(1) 請求する保険金の額が300万円以下の場合は別紙様式第14による保険金請求経緯書</p> <p>(2) 請求する保険金の額が300万円超の場合にあつては、次の事項の内容を記載した書類（様式任意）</p> <p>①保険金請求に至る経緯</p> <p>②支払人との取引の状況（保険金請求を行った保険契約に係る技術提供契約等以外の取引の状況及び今後の取引の見込み）</p> <p>③支払人、保証人等から被保険者、質権者等が既に受領している現金、保証、その他の担保の有無及びその内容並びに行使の状況</p> <p>④技術提供契約等の履行に関し、支払人等が行っているクレーム（貨物の瑕疵、契約義務不履行等）の有無及び被保険者の対応状況</p> <p>⑤今後の回収見込み⑥延滞利息の請求の有無（請求していない場合はその理由を記載）</p>
3. 過去の取引状況確認書	当該保険金請求に係る技術等の提供日前6ヶ月間に決済日が到来した取引がある場合は、決済金額、支払日、支払金額、技術等の提供日を含む一覧表（様式任意）
4. 未決済及び当該未決済額を確認できる書類	<p>(1) 手形及び I L C 決済等の場合は、銀行が発行する未決済額の確認可能書類等（銀行間のSWIFT電文書類の写し等、銀行等からの取立や督促に対して不払いを確認できる書類）</p> <p>(2) 支払人からの債務確認書（可能な限り取得のこと。）</p> <p>※上記（1）、（2）は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</p>
5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 非常危険の場合</p> <p>①ローカルデポジットの証明書の写し</p> <p>②外貨割当申請書の写し</p> <p>③規制及び措置に関する法令等</p> <p>④その他日本貿易保険が特に認める書類</p> <p>(2) 信用危険の場合</p> <p>①破産手続開始の決定については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続きの開始を証明する書類</p> <p>②3ヶ月以上の債務の履行遅滞については、保険事故に係わる事実関係（不払いの理由、支払人等の現状）、支払人への督促状況を確認できる書類（支払人の財務状況の確認資料として、直近のアニヤルレポート、信用調査機関の報告書等を可能な限り入手・提出のこと。）</p> <p>※上記（2）①～②は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</p>
6. 技術提供契約等の写し	<p>(1) 技術提供契約等の承諾・成立を確認できる書類の写し（契約当事者双方のサインを確認できるもの）</p> <p>(2) 個別契約の他に別途基本契約等がある場合には、当該契約書の写し</p> <p>(3) 保険契約締結後に技術提供契約等の内容変更が行われた場合は、変更後の契約書の写し</p>

<p>7. 技術等の提供の内容等を確認できる書類の写し</p>	<p>(1) 技術等の提供に関する対価等の確認を証する書類 (2) B/L、インボイス等船積書類の写し</p>
<p>8. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類の写し</p>	<p>以下に掲げる主な損失防止軽減措置を実施したことを証する書類の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支払人に対する支払いの督促を確認できる書類 ② 未払債権に対する請求権を時効としない措置を取ったことを証する書類（時効の中断を確認できる書類（支払督促、債務確認、弁護士等からの意見書（時効の中断を図る方策が取られたことを確認できる書類等）） ③ 保証人がいる場合には、保証人に対し保証の履行請求を行ったことを確認できる書類 ④ 担保権の設定がある場合には、担保権を行使したことを確認できる書類 ⑤ 債権保全のための技術提供契約等の契約上の権利を行使したことを確認できる書類 ⑥ 貨物の保全が可能な場合には、貨物を保全したことを確認できる書類 ⑦ 非常危険の場合には、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 外貨送金規制の場合には、ローカル・デポジットが保全されていることに努め、これを確認できる書類 (ロ) 外貨割当申請が必要な場合には、これを行ったことを確認できる書類 ⑧ 信用危険の場合には、以下の書類 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 債権取立を業とする者又は弁護士等に債権の取立依頼をした場合は当該取立依頼を託する書類 (ロ) 債権登録を行った場合（申請中の場合を含む。）は当該登録を証する書類 (ハ) 債権者会議等の開催があった場合は、当該会議等の進捗又は結論を説明する書類 (ニ) 返済計画、配当の計画、整理案等がある場合は、当該計画等を証する書類及び回収の履行状況を説明する書類 (ホ) 法的措置を講じた場合は当該措置の内容を証する書類
<p>9. 保険証券、又は保険契約台帳</p>	<p>(1) 保険金受取人が被保険者である場合には、保険証券又は保険契約台帳の写し（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の写しも併せて提出のこと）</p> <p>(2) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合には、保険証券又は保険契約台帳の原本（契約変更や保険期間の延長等により、変更証券が発行された場合には当該証券の原本も併せて提出のこと）</p> <p>※上記(1)は、請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</p>
<p>10. 一部入金がある場合の入金額を確認できる書類</p>	<p>銀行が発行する入金の確認可能な書類等</p> <p>※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要</p>

11. 決済金額及び決済期限が確定していることを確認できる書類の写し	中長期案件の場合、貿易一般保険約款に基づく「決済金額及び決済期限等確定の通知」の写し ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要
12. 為替換算率証明書	外貨建契約及び損失防止費用の算定・確認のため（一部日本貿易保険で確認できる為替換算率があるため、事前確認のこと。） ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要
13. 支払保証付き案件の場合、保証状の写し	I L C、L / G など支払保証付き案件についてその写し ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要
14. 手形の写し	手形取引の場合（ユーザンス付き手形の場合は引受通知と共に提出のこと。）
15. 輸出承認・許可証又は支払等許可書の写し	政府の輸出承認・許可又は支払等許可を必要とする契約の場合、その写し ※請求する保険金の額が300万円以下の場合には不要
16. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権、又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保者以外の者が請求者である場合（様式任意） （当該債権を確認するため、保険証券番号、決済日、対象金額、債務者名等の記載、及び当該質権者、又は譲渡担保権者の代表者の捺印押印が必要）
17. 被担保債権の内容を証する書類	保険金受取人として指定されていない質権者又は譲渡担保権者が請求する場合
18. 損失防止軽減義務の履行のために要した合理的な費用に関する確認書類	主な対象費用は、以下のとおり。 ①渡航費、現地宿泊費 ②弁護士費用、取立委任手数料 ③貨物処分・転売費用（倉庫保管料、転売のための再加工費用（梱包・運送費・保険料等含む））
19. 支出費用特約第3条各号に定める事実を証する書類	支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（01-制度-00043）に定める支出費用特約が付されている場合は、同特約第3条各号に定める事実を証する書類の写し ※対象：本邦又は外国における技術等の提供（原材料、労働者等を調達した費用等）のうち出来高が未承認で対価が確定していないもの
20. 他の保険の請求状況を確認できる書類	同一の技術提供契約等について、日本貿易保険と別の保険契約を締結している場合、又は民間損害保険会社により貿易保険と同様な補範囲となる保険を重複して契約している場合は、その契約内容を確認出来る書類（ただし、海上保険については対象外）
21. その他書類	その他、日本貿易保険が提出を要請する必要書類

注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の証明書類で代替することができる。

別紙様式第1-2

貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書変更申込書

独立行政法人日本貿易保険 御中

貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)手続細則第2条の規定に基づき、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書の下記の事項について変更を申し込みます。

年 月 日

住所

申込者

代表者氏名

印

記

特 約 の 変 更 内 容	新	旧
1 技術提供契約の付保対象契約金額		
2 仲介貿易契約の付保対象契約金額		
3 <u>てん補危険の範囲</u>		
4 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)追加特約書の締結		

注:変更する項目のみ記入して下さい。

別紙様式第1-2

貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書変更申込書

独立行政法人日本貿易保険 御中

貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)手続細則第2条の規定に基づき、貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)特約書の下記の事項について変更を申し込みます。

年 月 日

住所

申込者

代表者氏名

印

記

特 約 の 変 更 内 容	新	旧
1 技術提供契約の付保対象契約金額		
2 仲介貿易契約の付保対象契約金額		
3 貿易一般保険包括保険(技術提供契約等)追加特約書の締結		

注:変更する項目のみ記入して下さい。